

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: 董事会の決議要件

合併事業において、支配権が均衡する場合には、いわゆるデッド・ロック状況が生じます。会社法は、基本的にデッド・ロック状況が生じた場合の調整規範を設けておらず、この場合には、合併事業当事者が、合併契約や定款に必要な事項を定めてこれを実施する必要があります。今回は、いわゆる外商合併会社において、董事会でデッド・ロックが生じた場合にどのようにこれを調整することができるかについて、考察します。

Q: 当社(A 社)は、台湾企業(B 社)と、中国において、合併会社を設立することで合意し、現在、合併契約及び定款の内容を協議・交渉しています。当社が支配権を取得すべく、出資比率は、51:49 で合意をし、中国の会社法の規定を参照しつつ、合併契約及び定款を作成しています。

B 社からは、出資比率は譲歩し、また、出資比率の相違はわずか 2%であるので、董事会の構成、運営については、B 社の意向に配慮してほしい旨の要請を受けています。具体的には、①董事会の構成員は合計 6 名とする、②董事長は当社が任命し、副董事長は B 社が任命する、③董事会の決議は過半数とし、可否同数の場合は、否決とするというものです。董事会の構成員を偶数とすると可否同数のデッド・ロックが容易に生じてしまうため、当社は、董事数を 6 名とする場合には可否同数となった場合には、董事長の決定をもって決議をする旨の提案をしたのですが、B 社からは、「中国の会社法では董事の議決権は 1 人 1 票と明確に定められており、董事長に 2 票の議決権を与えることは違法である。仮に、可否同数となった場合には、董事長と副董事長が協議により合意したところによる。」という反論がなされています。会社法を見ると、第 49 条第 3 項は、確かに「董事会会議の決議は、1 人 1 票を実行する。」と規定されており、B 社の主張にも理由があるように思えるのですが、中国では、董事会のデッド・ロックの場合に、董事長に決定権を与えるような規定を合併契約、定款に定めても、違法で無効と考えるべきなのでしょうか？

A: 会社法中には、董事会でデッド・ロックが生じた場合の調整を定める規定がありません。会議体規範の普遍的属性によりその決議は、会議体の過半数で決議されるため、可否同数の場合には、基本的には「否決」という結果が生じます。この点 A 社は、董事長に最終決定権を与えることを要求し、B 社は会社法第 49 条第 3 項の規定を根拠に、董事長の最終決定権が法の原則に反する旨を主張しています。結論をいえば、会社法第 49 条第 3 項が定める董事の議決権の平等原則も、デッド・ロック状況の調整場面で合理的に修正され、定款で董事長に最終決定権を付与する旨を定める場合には、当該定款の規定は、会社の根本規範として法的に有効であると解されています。A 社は、このことを B 社に説明して対応する必要があります。なお、B 社の主張は、単純に法律上の主張ということではなく、株主会で A 社が支配権行使をすることは仕方がないとしても、派遣董事数を同数にすることを要請する等、少なくとも董事会においては B 社が拒否権行使をすることができるようにしておきたいという意図があるように思われます。B 社が董事会で拒否権を保持することで、何を実現しようとし、又は懸念しているのかという点も十分に協議して最終的に本件合併事業においてより適正な董事会運営規範を合併契約、定款に定めていくことが肝要です。

1 台湾企業との合併会社に適用される法規

台湾企業からの投資は、法的には、外国投資家投資として扱われ、台湾企業と日本企業とが合併会社を設立・運営する場合には、会社法のほか、外資企業法及び外資企業法実施細則がその設立・運営にかかわる基本的法規として適用されます。外資企業法及び外資企業法実施細則には、外資企業の機関にかかわる詳細な規定はなく、機関構成やその職権については、会社法が適用されることになります。

2 董事会におけるデッド・ロック

董事会の構成については、会社法第45条第1項が有限責任会社において3人以上13人以下とされる以外は、特に規制がなく、その数を偶数とすることもできます。董事数を偶数とした場合には、本ケースでも懸念されている可否同数のいわゆるデッド・ロック状態が容易に生じてしまいます。

董事会の決議は、会社法により特別決議等の決議要件が定められておりませんので、会議体規範の普遍的属性によりその決定は、会議体の多数決でこれを行うことを法は予定し、前提としていると考えることができます。他方で、会社法第48条第1項は、董事会の議事方式及び議決手続は、会社法に定めるものを除き、会社の定款に定めることができるとされており、例えば、定款において董事会の特別多数決議事項その他の過半数以外の決議方法を定めた場合には、(当該定めが違法に董事の職権行使を制限するような特別な事情がない限り)当該定めは法的に有効と考えることができます。しかし、本ケースの場合には、上記のような特別決議事項を設けることにより、A社の意思を反映する方向でデッド・ロック状態を解消することができません。

3 董事長に対するいわゆる Golden Boat の付与

董事会においてデッド・ロック状況が生じた場合に、最終的に董事長が当該議案について決定権を有すると定款に規定した場合に、当該規定は法的に有効でしょうか？上記の規定は、董事長に対して最終決定における追加議決権、いわゆる Golden Boat を付与する定款の規定となります。

会社法第49条第3項は、「董事会決議の議決については、1人1票を実行する。」と規定し、董事長を含む董事について、平等な議決権の行使を保障しています。会社法が上記のように董事の議決権について上記のような規定を設ける趣旨は、株主会により選任される董事について、その議決権行使の場面で平等の影響力を行使させることを保障するもので、上記の規定は、強行性を有する規範と考えるのが合理的です。上記の理解に従った場合に、董事会でのデッド・ロック状況が生じた場合に、董事長にのみ結果として2票の議決権を付与するような定款の規定は効力を有するのでしょうか？

この点、解釈にかかわる問題なのですが、中国では、①株主会における株主支配権の行使のように、董事会における議決権行使は会社に対する支配権の直接的行使でなく、株主に1株2票を認めることを厳格に禁止するような平等則が適用される場面ではない、②法がデッド・ロック状況を調整しない以上、会社運営に根本的な支障を与えない範囲で合理的な董事議決権の調整はなされるべきであるといった理由で、従前から、多くの学説や実務は、董事長に対して最終決定を与える定款の規定の有効性を認めています。

4 本ケースにおける考察

本ケースでは、B社が会社法第49条第3項を理由に董事長に対して最終決定を与える定款規定の無効を主張しています。主張には法的には理由がないと考えますが、前記のように、会社法等の法律にその有効性を明確に定める規定はありませんので、説明には工夫を要します。たとえば、中国の政策規範となりますが、例えば、若干古くなりますが1994年に国务院証券委員会及び国家体制改革委員会が公布した「国外上場会社定款必須条項」第93条第3項が中国国外で株式を上場する中国の株式会社の定款の必須条項として「もし、反対票と賛成票が同数であった場合には、董事長が1票を追加して投票する権利を有する。」と規定することを要求し、また、2008年に中国保険監督管理委員会が公布した「保険会社定款の規範化に関する意見」四1が「定款には董事会の議決の反対票と賛成票が同数であった場合には董事長が1票を追加して投票する権利を有することを定めなければならない。」と規定していること等を示し、B社の理解を求めていくことが必要となるのではないかと思います。

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
外国法研究員 封 震

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆増値税制度改革 来年より上海市で試行 サービス業の税負担軽減

国務院常務会議は 26 日、上海市の交通運輸業と一部の現代サービス業を対象に、来年 1 月 1 日より営業税と増値税を一本化する増値税制度改革を試行することを決定した。現行の税制では、商品の販売、または加工・修理・組立労務に対して増値税が課税、役務の提供、無形財産の譲渡、不動産売買等に対して営業税が課税されるが、増値税には仕入れ控除が適用される一方、営業税には適用されず、取引形態によっては営業税と増値税の多重課税が発生し、サービス産業発展の阻害要因となっていた。なお、増値税収入は、75%が中央政府、25%が地方政府に配分され、営業税収入は 100%が地方政府の収入となっているが、今回の改革で、営業税から増値税への変更分は、地方政府に留保される。また、増値税の税率は、現行の 17%と 13%に加え、新たに 11%と 6%が設けられる。今回上海市が試行地として選ばれたのは、同市のサービス業が発達していること、また、交通運輸業の中核である為で、今後は、上海市での試行状況を見て、対象業種と試行地域を徐々に拡大する予定という。

◆商務部・財政部・人民銀行 消費拡大政策を発表

25 日、商務部・財政部・人民銀行は共同で「第 12 次五ヵ年計画(「十二五」)期間の消費拡大業務に関する意見」を発表し、「十二五」期間中、消費拡大の為の具体的な政策を明らかにした。同意見では、消費の拡大が経済発展の長期的な戦略であるとし、期間中に消費額の増加率を年平均 13%程度まで伸ばすことを目標として掲げている。具体的には、自動車・家電製品・電子機器等、重点商品の販売量を引き続き拡大するとともに、消費者の利便性の向上(農村の流通ネットワークの改善、インターネット・テレビショッピング等の新しい消費スタイルの普及、クレジットカードの利用促進)、流通コストの削減(高効率低コスト物流システムの整備、小売店と大型店との直接取引の拡大)、食品の安全性の向上(肉・野菜・酒類等商品を対象とする流通追跡システムの整備)、リサイクル性の向上(中古車等、中古品の流通市場の確立)等を目指している。また、商務部は今後、毎年 1 ヶ月間「消費促進月間」を設け、「消費の拡大と促進、国民生活の向上」をテーマとする販売促進イベントを実施するという。

【貿易・投資】

◆全国 21 地域の今年の最低賃金 平均 21.7%引き上げ

人力資源・社会保障部が 25 日に発表したところによると、今年に入って北京市・天津市・山西省等 21 地域が最低賃金を引き上げ、引き上げ幅は 9 月末時点平均で 21.7%となった。最低賃金が最も高い都市は深圳市(1,320 元/月、以下同様)、次いで浙江省(1,310 元)、広東省(1,300 元)、上海市(1,280 元)の順となっている。また、25 の省が 2011 年度の賃金ガイドライン(賃上げ率の上限・下限・平均)を発表、そのほとんどが平均を 14%以上に設定した。

※各都市の最新の最低賃金については下記リンクよりご覧いただけます。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/311110202.pdf>

【金融・為替】

◆貨物貿易外貨決済管理の改革 操作規程公布

国家外貨管理局は 10 月 21 日付で、「貨物貿易外貨管理改革試行手引操作規程(銀行、企業版)及び改革試行関連事項の通知」(匯発[2011]40 号)(※)を発表。2011 年 12 月 1 日より、江蘇省、山東省、湖北省、浙江省(除く寧波市)、福建省(除く廈門市)、大連市、青島市の 7 地域で貨物貿易外貨決済管理の改革を試行する。今回の通知は今年 9 月に公布された「貨物貿易外貨管理改革試行の公告」を補完するもので、貿易決済手続きの簡素化、企業の法令遵守強化、外貨管理・通関・税還付の所轄部署間の管理連携強化を目的としている。前回の「公告」では、2011 年 12 月 1 日より、上述 7 地域で貨物貿易外貨決済管理の改革を試行するとし、企業を外為のコンプライアンス状況に応じて A・B・C の 3 つに分類し異なる外貨管理方式を適用することや、現行の決済実行額と通関実行額の照合について個別管理から総量管理へ移行すること等を定めた。今回の通知では、試行に係わる企業と銀行の具体的手続きを纏めたほか、貿易決済の管理システムを新たな「貨物貿易外貨モニタリングシステム」に切替・集約していくこと、試行地域と非試行地域を跨る貨物貿易外貨決済の取扱基準等も明確にした。

※「日本語訳」:「貨物貿易外貨管理改革試行手引操作規程(銀行、企業版)及び改革試行関連事項の通知」(匯発[2011]40 号)

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/311110201.pdf>

◆銀监会 今後の6つの重点ポイント

中国銀行業監督管理委員会(銀监会)の周副総裁は24日、国内で開催されたフォーラムで、銀监会の今後の6つの重点ポイントを明らかにした。具体的には、①重複・新規建設の抑制、建設中プロジェクトへの融資確保、②中小・零細企業向け融資の一層の支援、③地方政府融資プラットフォーム(※)のリスク管理強化、④資金運用商品の販売業務の規範化、⑤貸出資金使途の事後管理の徹底、⑥商業銀行に対する合理的評価体制の確立、を挙げている。

※地方政府融資プラットフォーム: 地方政府の投資プロジェクトを実現すべく、地方政府の信用力や資産等を担保に銀行から資金調達を行う会社。

◆人民銀行 2011年第3四半期の資金使途別貸出統計を発表

中国人民銀行は28日、2011年第3四半期の資金使途別貸出統計を発表した。1-9月の人民元新規貸出額は5兆6,800億元、9月末の人民元貸出残高は前年同月比+15.9%の52兆9,100億元となった。主な特徴として、①1-9月の中長期貸出が対前年同期比1兆8,700億元減少に対し、短期貸出・手形融資が同1兆7,800億元増加、②貸出全体に占める中小企業向け貸出の割合が上昇(6月末:67.5%、9月末:68.4%)、③農村向け貸出の増加ペースが全体を上回る、④不動産向け貸出の増加ペースが引き続き下落、1-9月の新規貸出は前年同期比7,439億元減少の9,923億元、貸出全体に占める割合は6月末より2.1ポイント低下して17.5%、不動産向け貸出に占める低所得者向け住宅の割合が上昇(6月末:43.3%、9月末:52.3%)、⑤東・中・西部地区の貸出は、9月末残高がそれぞれ前年同月比+14.2%、+16.1%、+19.2%と引き続き西部の伸び率が最も高い水準、等を指摘した。

人民元の動き

日付	USD			JPY (100JPY)			HKD Close	EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比		Close	前日比				
2011.10.24	6.3730	6.3673~6.3791	6.3754	-0.0086	8.3647	0.0427	0.81967	-0.0009	8.8450	0.0861	3.4472	2482.81	55.54
2011.10.25	6.3632	6.3500~6.3651	6.3604	-0.0150	8.3584	-0.0063	0.81800	-0.0017	8.8510	0.0060	4.0000	2523.95	41.14
2011.10.26	6.3680	6.3486~6.3687	6.3533	-0.0071	8.3670	0.0086	0.81718	-0.0008	8.8480	-0.0030	4.0500	2542.58	18.63
2011.10.27	6.3525	6.3494~6.3620	6.3595	0.0062	8.3885	0.0215	0.81866	0.0015	8.9144	0.0664	4.5600	2551.05	8.47
2011.10.28	6.3417	6.3384~6.3606	6.3586	-0.0009	8.3773	-0.0112	0.81886	0.0002	9.0249	0.1105	5.1000	2590.57	39.52

RMB レビュー&アウトルック

先週の人民元相場は6.3730で寄り付いた。人民元の一層の切り上げを求める海外からの圧力や欧州債務危機問題への懸念が和らいだことを背景に、前週まで軟調に推移していた人民元は堅調に推移した。週末には人民元対米ドル基準値が過去最高値を更新する6.3290に設定されると、日中取引でも11日以来の高値となる6.3384まで上昇した。その後は引けにかけて反落し6.3586で越週している。中国経済の鈍化が懸念されるなか、中国当局が人民元の上昇を容認した背景には人民元問題に対する国際的な圧力の高まりが挙げられよう。3日~4日にフランスのカヌで開催される20ヶ国・地域首脳会議(G20)を前に、人民元が一段と上昇する可能性がある。(10月31日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)